

# 8月1日から介護保険の費用負担が変わります

健康福祉課介護保険係 ☎ 25 1186

高齢化の進展に伴い介護費用が増加する中で、保険料の上昇を可能な限り抑え、将来にわたり介護保険制度を維持していくため、介護保険制度が改正されました。今回は8月1日以降の変更点についてお知らせします。

一定以上の所得のあるかたは、サービスを利用した時の負担割合が2割になります

区分		負担割合	
要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	2割	
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額	単身は280万円未満	1割
		2人以上は346万円	1割
	本人の合計所得が160万円未満	1割	

(介護保険第2号被保険者、市民税非課税のかた、生活保護受給者は1割)

介護サービスを利用する

場合には、費用の一定割合を利用者のかたに負担していただく必要があります。この利用者負担は、これまでは所得に関わらず一律にサービス費の1割でしたが、8月1日以降、65歳以上のかた(第1号被保険者)で一定以上の所得があるかたには2割を負担していただくこととなります。

## 負担割合証の交付

現在、要介護・要支援認定を受けているかたには、負担割合(1割または2割)を記した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービスを利用するときには、必ずサービス事業所や施設に提出してください。

## 負担割合証の有効期間

8月1日～平成28年7月31日  
※月々の利用者負担には上限がありますので、2割負担となったかたの月々の負担が2倍となるとは限りません。

高額介護サービス費の負担限度額が変わります

介護サービスの利用者負担には、月々の負担限度額(上限)が設定されています。1

区分	負担限度額(月額)
現役並み所得者(世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者※1)のいる世帯	44,400円【新設】
市民税課税世帯	37,200円
市民税非課税世帯	24,600円
本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下のかた	24,600円
	老齢福祉年金受給者のかた
生活保護受給者	15,000円(個人)

※1 第1号被保険者の収入が383万円未満(2人以上の場合は520万円未満)の場合は、申請により負担限度額が37,200円になります。対象となり得るかたについては、7月中旬に申請書を送付します。

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する場合の食費や部屋代については、市民税非課税世帯を対象に負担軽減を行っています。8月1日以降は、在宅で暮らすかたや保険料を負担するかたとの公平性を高めるため、一定以上の預貯金などの資産をお持ちのかたなどはご自身で負担していただくこととなります。

## 負担軽減対象者要件

① 配偶者がいる場合、本人の世帯と配偶者が市民税非課税であること(世帯が同じかどうかは問いません)  
② 預貯金などの金額を確認し、基準額以下であること

(必要に応じて銀行などに調査を行います)

- ・ 配偶者がいるかた
- 2,000万円以下
- ・ 配偶者がいないかた
- 1,000万円以下

負担限度額認定申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 預貯金などの額が確認できる書類(預金通帳などの写真)
- ・ 預貯金などの調査を実施することの同意書

※市民税課税世帯であつても、一定要件に該当する場合には特例的に負担軽減が受けられる制度があります。

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)の部屋代が変わります

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所するかた(ショートステイ利用者を含む)のうち、市民税課税世帯などのかたについては、8月1日以降は「室料相当」を負担していただくこととなります。

※具体的な部屋代については、個別に各施設に問い合わせてください。

